

# 令和元年度海田町保育料基準表

保育料は、**市町村民税の額**によって決定されます。

※各月初日の状態により、その月の保育料が決定します。

世帯の階層区分		徴収金額(月額)				多子世帯等の軽減			
階層区分	定義	3歳未満児の場合 〔3号認定〕		3歳以上児の場合 〔2号認定〕		ひとり親等世帯	左記以外世帯		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間				
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円				
B	市町村民税非課税世帯	5,000円	5,000円	4,000円	4,000円	※1 〔無料〕	※2 (年齢制限なし)		
C1	市町村民税課税世帯	市町村民税均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)		10,600円	10,400円	10,300円	10,100円	※1 (年齢制限なし)	第1子 〔全額〕
C2		市町村民税所得割の額が、5,000円未満	12,300円	12,100円	11,000円	10,800円	第1子 〔半額〕 【※上限額 3歳未満 9,000円 3歳以上 6,000円】	第2子 〔半額〕 【※B階層は 無料】	
C3		5,000円以上 48,600円未満	13,700円	13,500円	12,000円	11,800円			
C4		48,600円以上 51,000円未満	16,800円	16,400円	15,500円	15,100円			
C5-1		51,000円以上 57,700円未満	18,600円	18,200円	17,200円	16,800円			
C5-2		57,700円以上 62,000円未満							
C6		62,000円以上 75,500円未満	20,600円	20,200円	19,300円	18,900円	第2子以降 〔無料〕		
C7-1		75,500円以上 77,101円未満	25,800円	25,400円	24,100円	23,700円			
C7-2		77,101円以上 97,000円未満							
C8		97,000円以上 107,500円未満	32,600円	32,000円	26,700円	26,100円	※3 同時入所の場合 【幼稚園・認定こども園等含む】	最年長者(1人目) 〔全額〕  次年長者(2人目) 〔半額〕  その他(3人目以降) 〔無料〕	
C9		107,500円以上 123,500円未満	37,900円	37,300円	27,200円	26,600円			
C10		123,500円以上 169,000円未満	42,900円	42,300円	27,700円	27,100円			
C11		169,000円以上 189,000円未満	52,200円	51,300円	28,600円	27,700円			
C12		189,000円以上 229,000円未満	55,000円	54,100円	29,100円	28,200円			
C13		229,000円以上 258,000円未満	58,000円	57,100円	29,900円	29,000円			
C14	258,000円以上 301,000円未満	59,800円	58,900円	30,500円	29,600円				
C15	301,000円以上	63,800円	62,600円	32,300円	31,100円				

※平成31年4月1日時点の年齢で算定します。よって、令和元年度中にお子さんが3歳(2号認定)となった場合でも、令和元年度末までは3歳未満児(3号認定)の保育料となります。

※保育料の算定の基となる市町村民税額は、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除の税額控除をする前の税額です。

※保育料は、お子さんの両親及びお子さんを税の扶養あるいは健康保険の扶養家族としている親族の方の合計市町村民税額によって決定します。なお、上記税及び保険の扶養家族となっていない場合でも、家計の主宰者と判断される場合には主宰者の市町村民税額によって決定します。

※課税額等の調査の結果、遡って保育料が変更になる場合があります。また、所得税・市町村民税の修正申告等をした場合にも保育料が変更となる場合がありますので、速やかに課税資料をご提出ください。ただし、前年度以前の保育料については変更できませんのでご了承ください。

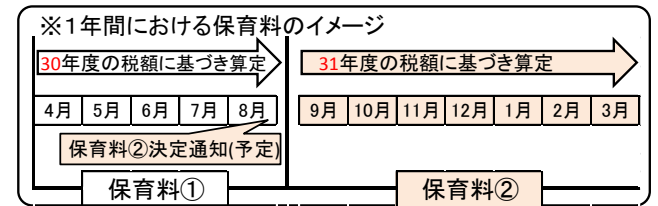
保育料の算定方法について

①平成31年4月～令和元年8月の保育料

平成30年度市町村民税額(平成29年分所得が反映)等に基づき算定

②令和元年9月～令和2年3月の保育料

平成31年度市町村民税額(平成30年分所得が反映)等に基づき算定



※1 児童の属する世帯が次に掲げる世帯(ひとり親等世帯)である場合には、左の表に関わらず、B階層の世帯の徴収金額は0円となります。また、C1階層からC7-1階層の世帯の徴収金額は、第1子は半額(3歳未満児の場合は上限9,000円、3歳以上児の場合は上限6,000円)、第2子以降は無料となります。なお、第何子かを決定する際には年齢に関わらず、生計を一にする子ども(監護する者、監護していた者、直系卑属)を多子計算の算定対象とします。

(1)「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない方で現に児童を扶養しているものの世帯

(2)「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯  
ア) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ) 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

(3)「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

※2 ※1の世帯以外のB階層の徴収金額については、第2子以降は無料となり、C1階層からC5-1階層までの世帯の徴収金額については、第2子は半額、第3子以降は無料となります。なお、第何子かを決定する際には年齢に関わらず、生計を一にする子ども(監護する者、監護していた者、直系卑属)を多子計算の算定対象とします。

※3 ※1及び※2以外の世帯においては、保育所に入所する児童の兄弟が、幼稚園・認定こども園・特定地域型保育・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所して、もしくは、児童発達支援事業などを利用している就学前の児童である場合は、保育所に入所する児童は2人目以降として取り扱い、2人目は半額、3人目以降は無料となります。(この軽減を受ける場合には、兄弟について在園証明が必要です。)

※4 未婚のひとり親(婚姻によらないで母(父)となり、現に婚姻(事実婚を含む。)をしていない方)の世帯においては、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施しています。

※5 平成30年度分から政令指定都市のみ市町村民税所得割の標準税率が6%から8%に変更されましたが、6%相当に換算して保育料を算定しています。

※1及び※2の年齢制限撤廃による保育料の算定については、国の制度改正に伴うものです。対象世帯の多子計算は入所申込書等により算定しております。対象世帯の方で入所申込書に記載されていないお子様がいる場合は、こども課まで申し出てください。